

山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン

令和2年10月

山形県農林水産部

— 目 次 —

1 ガイドラインの趣旨	1
2 総合評価落札方式の概要	1
2-1 総合評価落札方式の考え方	1
2-2 総合評価の方法	1
2-2-1 総合評価の手順	1
2-2-2 総合評価における評価方法について	1
2-2-3 学識経験者からの意見聴取について	2
3 手続きの流れ	4
4 実施の手順	5
4-1 対象工事の選定	5
4-2 総合評価落札方式の分類及び分類ごとの評価の視点	5
4-2-1 総合評価の分類	5
4-2-2 分類ごとの評価の視点	5
4-2-3 簡易II型における型式	6
4-2-4 情報化施工技術の活用工事について	7
4-3 評価基準の設定	8
4-3-1 総合評価落札方式の分類ごとの加算点	8
4-3-2 標準型の加算点の算定方法	9
4-3-3 簡易型の加算点の算定方法	13
4-4 品質等確実点の設定	22
4-5 V E提案書等の審査について	22
5 評価内容の履行確保とペナルティ	22
5-1 技術提案等に関する取扱い	22
5-1-1 性能等の確保	22
5-1-2 履行確認	22
5-1-3 履行確保	22
5-1-4 ペナルティ	23
5-2 配置技術者の変更に関する取扱い	23
6 入札公告時に明示する事項	25
7 参考資料	26
8 様式等	27
(参考資料)	28
-《農林水産部建設工事の入札方式選定フロー》-	28

1 ガイドラインの趣旨

「山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン（以下ガイドラインという。）」は、「山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱」に基づいて実施する総合評価落札方式の基本的な考え方を示すとともに、総合評価落札方式の実施における具体的な取扱いについて定める。

2 総合評価落札方式の概要

2-1 総合評価落札方式の考え方

総合評価落札方式は、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申し込みをしたものを落札者とする方式である。

また、建設業者の地域における社会貢献活動等を適切に評価し、本方式に活用することとしている。

つまり、総合評価落札方式は、

- (1) 入札者となる企業からの積極的な技術提案等による技術面での競争を促進させるものである。
- (2) 価格のみならず総合的な価値による競争を促進させ、発注者にとって最良な調達を実現させるとともに、公共工事の品質確保を図るものである。
- (3) 効率的かつ効果的な社会資本の整備と民間の技術開発の促進に寄与する入札方式である。

2-2 総合評価の方法

2-2-1 総合評価の概略手順

本方式における評価は、概ね次のような手順で行うものとする。

- (1) 方針の決定（個々の工事に応じた発注者としての方針）
- (2) 評価方法の選定（方針に基づく評価項目の選定とその評価基準の設定）

評価項目の選定 → 評価基準の設定 → 評価指標の設定

- (3) 技術提案の評価（具体的な技術提案の評価）

技術提案の評価 → 入札時の総合評価

- (4) 技術提案の履行検証（提案内容の履行確認と結果の評価）

工事の特性を踏まえた技術提案を募集し、総合的に最も優れた提案をした者を落札者として決定し、かつ、落札者の提案内容の履行を担保することが必要である。

2-2-2 総合評価における評価方法について

入札者から提案された技術提案（標準型）又は提出された技術資料（簡易型）と入札価格を基に価格と品質を数値化した評価値を求める。

評価方法は「除算方式」を採用する。

- (1) 評価値の計算（除算方式）

除算方式は、価格以外の要素を数値化した「技術評価点」（標準点+加算点+品質等確実点）を入札価格で割って評価値を算出する方法である。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{品質等確実点}}{\text{価格}} \times 1 \text{百万 (円)}$$

標準点：発注者が示した標準仕様を満足する場合に付与する値。（100点）

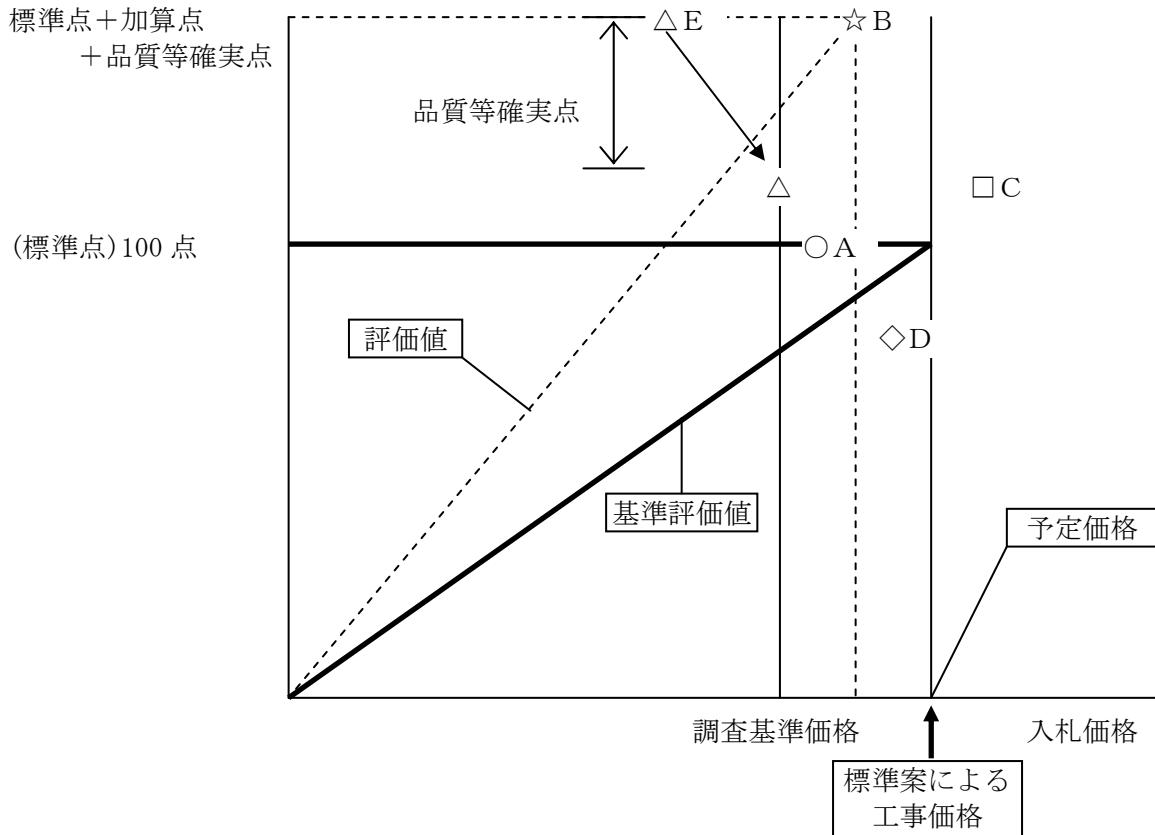
加算点：技術力に応じて評価した値。

品質等確実点：品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する値。

入札価格が、調査基準価格未満の場合は0点とする。

価格：入札価格とするが、調査基準価格未満の場合は調査基準価格とする。

(注) 予定価格よりも入札価格が高い場合、または評価値が基準評価値（標準点／予定価格×1百万（円））に達しない場合は落札者となれない。



○A, ☆B, □C, ◇D, △Eは、入札価格

□Cは、予定価格を超過したため落札者となれない。

◇Dは、基準評価値を下回るため落札者となれない。

○Aは、基準評価額を上回るが、評価値が☆Bを下回る。

△Eは、調査基準価格未満の場合なので、品質等確実点は評価されず、さらに価格を調査基準価格とするため、評価値が☆Bを下回る。よって、☆Bが落札者となる。

※なお、評価値の表示は、切り捨てにより小数点以下3桁とするが、小数点以下3桁まで同値で、落札者が判定できない場合は、判定できる桁まで表示する。

2-2-3 学識経験者からの意見聴取について

(1) 地方公共団体の長は、総合評価落札方式一般競争入札を行う場合は、地方自治法施行令及び同施行規則により、あらかじめ、2人以上の当該事項に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

【参考】

地方自治法施行令（最終改正：令和2年3月31日政令第121号）～抜粋～

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3

項 本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第167条の6第1項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

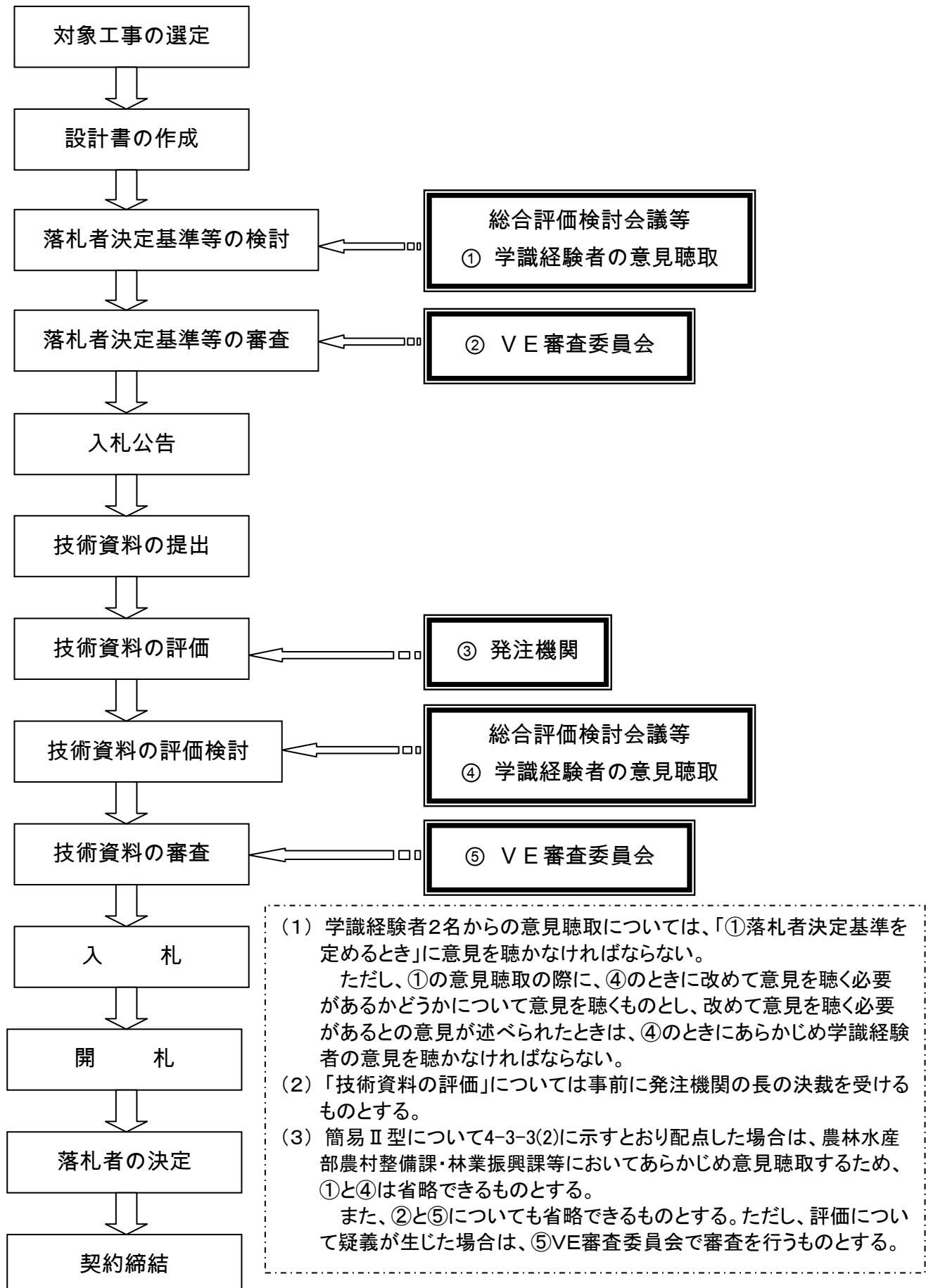
地方自治法施行規則（最終改正：令和元年12月13日総務省令第64号）～抜粋～

第12条の4 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項 及び第5項（これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聞くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (2) 学識経験者の選任については、農林水産部農村整備課・林業振興課等において事務手続きを行うものとし、意見聴取の手続き等については、契約担当者が行う。
- (3) 学識経験者からの意見聴取にあたっては、要綱第4条に基づく落札者決定基準に係る意見を聴き、また学識経験者が落札者の決定を行うにあたり改めて意見を聞く必要ありとした場合も意見を聞きものとする。
- なお、落札者の決定を行うにあたり意見を聞く場合は、「技術評価にあたり留意すべき事項」であり、意見聴取時に示す「評価値」は参考として取り扱うものであることから、その後のVE審査会で覆される可能性があることに留意し、適切な取扱いと対応が必要である。
- (4) 当該工事の特性等を踏まえ意見を聴取するものとする。また、集合会議方式、個別面談方式いずれも可能とする。
- (5) 最初の意見聴取において「落札者の決定に関し改めて意見を聞く」ことに二人の意見が相違した場合は、双方の学識経験者の意見聴取を行うことを原則とする。
- (6) 簡易I型については、標準型の取扱いによる。
- (7) 簡易II型については、次のとおりとする。
- ① 農林水産部担当課は、要綱第4条2項に基づき、年度初めに総合評価落札方式の制度内容の説明を行う。
- ② 各総合支庁の契約担当者は、四半期ごとに対象工事選定及び落札者の決定について学識経験者へ報告する。
- ③ 各総合支庁の契約担当者は、学識経験者への資料送付と併せ農林水産部担当課にも送付するものとする。

3 手続きの流れ

総合評価落札方式を適用する場合の標準的な事務フローは、以下のとおりとなる。



4 実施の手順

4-1 対象工事の選定

総合評価落札方式は、その特性を考え、原則として以下に該当する工事に適用する。なお、簡易な施工計画等により入札参加者の技術的能力等を評価しようとする場合はこの限りではない。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に維持管理費等を含めたライフサイクルコストに、相当程度の差異が生ずると認められる工事。
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の耐久性、強度などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事。
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事。

4-2 総合評価落札方式の分類及び分類ごとの評価の視点

4-2-1 総合評価の分類

本県における総合評価落札方式の分類は、下記の3タイプとする。

なお、分類はチェックシート（「山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱」別紙1）により行うことを原則とし、選択した理由を明確にするため、チェックシートは設計図書に添付するものとする。

分類	対象工事	技術的内容	工事の設計金額 (左欄「技術的内容」に該当する工事について)
標準型	技術的工夫の余地が大きい工事	技術的課題があり、特別な施工技術を要する	3億円以上（建築は5億円以上）は原則実施
簡易I型	技術的工夫の余地が小さい一般的な工事	技術的課題があるが、特別な施工技術を要しない	1億円以上（建築は3億円以上）は原則実施
簡易II型		技術的課題が特にならない	

（注1） 総合評価落札方式の対象の設計金額は1千万円以上とする。

（注2） 簡易II型には、さらに「通常型」及び「若手・女性技術者評価型」の2つの型式がある。

4-2-2 分類ごとの評価の視点

入札参加者から技術提案等を求め、総合的な評価により落札者を決定する際には、次の視点から評価を行うものとする。

- (1) 入札参加者から提案された技術提案を評価する。
総合的なコスト、工事目的物の性能・機能、環境配慮、安全対策等の視点から技術提案を求め評価する。
- (2) 入札参加者から提案された施工計画（品質管理）を評価する。
技術的課題への対応について、簡易な施工計画（品質管理）を求め評価する。

(3) 入札参加者の技術的能力を評価する。

入札参加者の施工実績や工事成績評定点等により評価する。

(4) 入札参加者の信頼性・社会性を評価する。

入札参加者の地域貢献活動の実績を評価する。

なお、(1)～(4)の評価は、併用することも可能であるし、併用しないで単独で求めることも可能である。

総合評価落札方式の分類ごとに、設定する評価の視点をまとめると、以下のとおりとなる。

分類	技術提案の評価	技術的能力の評価		企業の信頼性等の評価
		施工計画・品質管理の評価	企業の能力・技術者の能力の評価	
標準型 (技術提案型)	○	—	○	△
簡易Ⅰ型 (施工計画審査型)	—	○	○	○
簡易Ⅱ型 (実績確認型)	—	—	○	○

(注1) ○は必須、△は必要に応じ設定できることを示す。

(注2) 簡易Ⅱ型には、さらに、「通常型」及び「若手・女性技術者評価型」の2つの型式がある。

4－2－3 簡易Ⅱ型における型式

総合評価落札方式の簡易Ⅱ型については、さらに次の2つの型式に分類される。

(1) 通常型

企業の能力・技術者の能力の評価における技術者の能力について、施工経験、工事成績評定点、継続教育(CPD)及び実施証明書の4項目で評価する型式。

評価する対象は配置予定主任(監理)技術者。

(2) 若手・女性技術者評価型【試行】

企業の能力・技術者の能力の評価における技術者の能力について、工事成績評定点、継続教育(CPD)、若手・女性技術者の配置及び実施証明書の4項目で評価する型式。

評価する対象は配置予定主任(監理)技術者であり、年齢の若い技術者(対象年齢は「4-3-3 簡易型の加算点の算定方法」参照)又は女性技術者を配置予定とした場合に加点評価される。

＜留意事項＞

- 当面(試行期間)は、「若手・女性技術者評価型」については、入札参加条件として技術者実績要件を設定する必要がある工事には適用しないものとする。また、舗装技術者要件、鋼橋塗装技能士要件、及び路面標示施工技能士要件を設定する必要がある工事についても同様とする。
- 当面(試行期間)は、入札参加者の技術者配置状況等を確認するため、実施結果に係る調査を実施する場合がある。

4－2－4 情報化施工技術の活用工事について

情報化施工技術等の活用工事の型式は「発注者指定型」、「受注者希望型」2つのタイプに分類される。

(1) 発注者指定型 [試行]

特別仕様書等において、発注者が情報化施工技術等の活用を指定する工事。

評価項目は配置予定主任（監理）技術者がICT活用証明書を有する場合加点評価される。

(2)－1 受注者希望Ⅰ型 [試行]

受注者の発議により情報化施工技術等を活用する工事。

総合評価落札方式による業者選定時に、受注者から情報化施工技術等を活用することとして申請された場合に、企業の能力、技術者の能力に関して加点評価される。

(2)－2 受注者希望Ⅱ型 [試行]

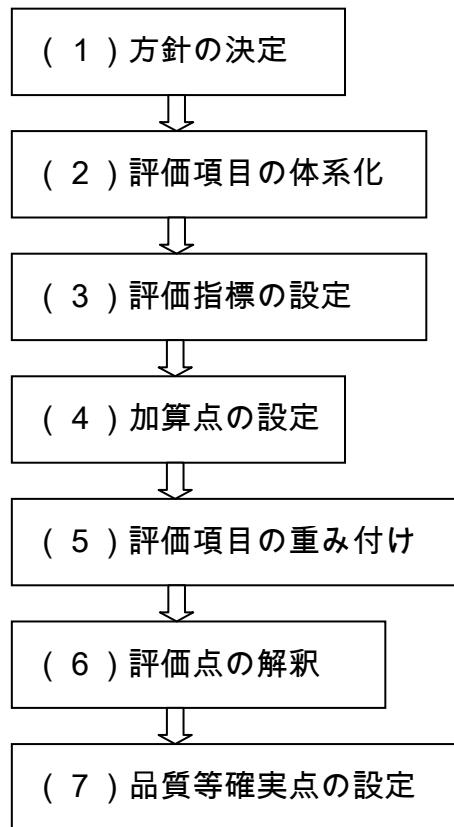
受注者の発議により情報化施工技術等を活用する工事。

工事契約後、受注者からの提案があれば情報化施工技術等を活用する工事を行うと設定している工事であり、総合評価落札方式において、情報化施工技術等に関する項目の設定は行わない。

4-3 評価基準の設定

総合評価落札方式における評価基準の設定は、(1)方針の決定、(2)評価項目の体系化、(3)評価指標の設定、(4)加算点の設定、(5)評価項目の重み付け、(6)評価点の解釈、(7)品質等確実点の設定の7段階の手順により行う。

評価基準の設定は、原則として以下の図に示す手順で実施する。



4-3-1 総合評価落札方式の分類ごとの加算点

総合評価落札方式の分類ごとの加算点の最大値は、次表のとおりとする。

【凡例】○：評価項目として選択する場合

×：評価項目として選択しない場合

ICT、情報化施工の活用	作業船の保有	標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
×	×	30～50点	25点	17点
×	○	35～50点	29点	18点
○	×	31～50点	26点	18点
○	○	35～50点	30点	19点

4－3－2 標準型の加算点の算定方法

標準型において加算点の合計値を31点に設定した場合の評価項目及び配点を下表に示す。（「ICT、情報化施工の活用」を選択し、「作業船の保有」は選択しない場合）

なお、これによりがたい場合及び加算点の合計値を31点超に設定する場合は、以下のとおり配点する。

- ・企業の技術力に関する評価項目について、加算点の合計値の3割以下で配点する。

- ・企業の信頼性・社会性に関する評価項目を選択した場合、加算点の合計値の2割以下で配点する。

	評価項目	具体的な評価項目例	区分	配点		
				地域貢献		
				有	無	
技術提案	総合的なコスト	ライフサイクルコスト	必須	17	23	
		その他				
	工事目的物の性能・機能	性能・機能				
	社会的要請	環境の維持				
		交通の確保				
		特別な安全対策				
		省資源・リサイクル対策				
技術的能力	企業の技術力	企業の能力	施工実績 工事成績評定 工事顕彰歴	必須	8	
			ICT、情報化施工の活用	選択	8	
	技術者の能力	技術者の能力	施工経験	必須		
			工事成績評定			
			継続教育(CPD)			
			ICT活用・週休2日実施証明書			
信頼性等	企業の信頼性・社会性	地域貢献度	災害協定の締結	選択	6	
			ボランティア等の実績			
			インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績			
			作業船の保有		—	

(注) 加算点の合計値を31点に設定した場合の「企業の能力」「技術者の能力」及び「地域貢献度」に関する具体的な評価項目、評価基準及び加算点の例は次表のとおりとする。

評価項目と配点（1／2）

	評価項目	評価基準	配点	加算点
企業の能力	①過去 15 年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	1	1
		類似工事の実績あり		0.5
		実績なし		0
	②過去 5 年度における工事成績評定点の平均点 ≈1	84 点以上	4	1
		81 点以上、84 点未満		0.75
		78 点以上、81 点未満		0.5
		75 点以上、78 点未満		0.25
		75 点未満又は評定通知無し		0
	③過去 2 年度における山形県優良建設工事顕彰歴の有無	顕彰歴あり	1	1
		顕彰歴なし		0
	④ICT、情報化施工の活用	ICT の全面的な活用の場合	1	1
		情報化施工技術の活用の場合		0.5
		活用なし		0
技術者の能力	⑤過去 15 年間の主任（監理）技術者の施工経験	同種工事の経験あり	1	1
		類似工事の経験あり		0.5
		経験なし		0
	⑥過去 5 年度における工事成績評定点の平均点 ≈1	84 点以上	4	1
		81 点以上、84 点未満		0.75
		78 点以上、81 点未満		0.5
		75 点以上、78 点未満		0.25
		75 点未満又は評定通知無し		0
	⑦過去 2 年度における継続教育(CPD)の単位取得状況	各団体が推奨する単位数に相当する数以上	1	1
		各団体が推奨する単位数に相当する数の 2 分の 1 以上		0.5
		各団体が推奨する単位数に相当する数未満		0
	⑦-2 ICT 活用工事又は週休 2 日確保工事の実施証明書の有無	各団体が推奨する単位数に相当する数の 2 分の 1 未満又は単位なし	1	1
		実施証明書を有している		0
		実施証明書を有していない		0

評価項目と配点（2／2）【農業農村整備事業】

	評価項目	評価基準	配点	加算点
地域貢献度 過去2年 度における活動実績の有無	⑧災害協定等の締結の有無	県農地防災協定を締結している。	3	3
		県農地防災協定以外の県との災害協定等、又は市町村若しくは土地改良区との災害協定等を締結している。		2
		災害協定等を締結していない。		0
	⑨多面的機能支払共同活動	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑩企業の農業参入	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑪総合支庁独自ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑫除排雪ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑬消防団協力事業所	消防団協力事業所の認定を受けている。	1	1
		消防団協力事業所の認定を受けていない。		0
同上	⑭インターンシップ、職場体験学習等	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している。	1	1
		受入れの実績を有していない。		0
	⑮作業船の保有	作業船を自社保有又は共有で保有している。	—	—
		作業船を保有していない。		—

※1：特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。

評価項目と配点（2／2）【森林土木事業】

	評価項目	評価基準	配点	加算点
地域貢献度 過去2年度における活動実績の有無	⑧災害協定等の締結の有無	県林務防災協定を締結している。	3	3
		県林務防災協定以外の県との災害協定等、又は市町村との災害協定等を締結している。		2
		災害協定等を締結していない。		0
	⑨山地防災ヘルパー	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑩総合支庁独自ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑪除排雪ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑫消防団協力事業所	消防団協力事業所の認定を受けている。	1	1
		消防団協力事業所の認定を受けっていない。		0
同上	⑬インターンシップ、職場体験学習等	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している。	1	1
		受入れの実績を有していない。		0
	⑭作業船の保有	作業船を自社保有又は共有で保有している。	—	—
		作業船を保有していない。		—

※1：特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。

4－3－3 簡易型の加算点の算定方法

(1) 簡易I型の加算点の算定方法

簡易I型における評価項目及び配点を下表に示すが、これによりがたい場合は別途考慮することができる。

	評価項目	具体的な評価項目例	区分	配点	
技術的能力	施工計画	施工手順の妥当性	必須	12 (15)	
		技術的課題への対応			
		品質管理			
	企業の能力	施工実績	必須	4	
		工事成績評定			
		工事顕彰歴			
		ICT、情報化施工の活用			
	技術者的能力	施工経験	必須	4	
		工事成績評定			
		継続教育(CPD)			
		ICT・週休2日証明書の有無			
企業の信頼性等	企業の信頼性・社会性	地域貢献度	災害協定の締結	必須	6
			ボランティア等の実績		
			インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績		
			作業船の保有	選択	(1)

(注1) 技術的能力に関する評価項目のうち、施工計画及び品質管理については、

12点、港湾工事の場合は15点を配点する。

(注2) 上表中、〈〉書きは「港湾請負工事積算基準」を適用する工事に限る評価項目。

(注3) 「企業の能力」「技術者的能力」及び「地域貢献度」に関する具体的な評価項目、

評価基準及び加算点は次表のとおりとする。

評価項目と配点（1／3）

	評価項目	評価基準	配点	加算点
施工計画	① 施工手順の妥当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる。	4	4
		適切であるが、工夫が見られない。		0
		不適切である。		(欠格)
	② 技術的課題への対応	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	4	4
		適切であるが、工夫が見られない。		0
		不適切である。		(欠格)
品質管理	③ 技術的課題（品質向上）への対応	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	4	4
		適切であるが、工夫が見られない。		0
		不適切である。		(欠格)

評価項目と配点（2／3）

	評価項目	評価基準	配点	加算点
企業の能力	①過去 15 年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	1	1
		類似工事の実績あり		0.5
		実績なし		0
	②過去 5 年度における工事成績評定点の平均点※1	84 点以上	1	1
		81 点以上、84 点未満		0.75
		78 点以上、81 点未満		0.5
		75 点以上、78 点未満		0.25
		75 点未満又は評定通知無し		0
	③過去 2 年度における山形県優良建設工事顕彰歴の有無	顕彰歴あり	1	1
		顕彰歴なし		0
	④ICT、情報化施工の活用	ICT の全面的な活用	1	1
		情報化施工技術の活用		0.5
		活用なし		0
技術者の能力	⑤過去 15 年間の主任（監理）技術者の施工経験	同種工事の経験あり	1	1
		類似工事の経験あり		0.5
		経験なし		0
	⑥過去 5 年度における工事成績評定点の平均点 ※1	84 点以上	1	1
		81 点以上、84 点未満		0.75
		78 点以上、81 点未満		0.5
		75 点以上、78 点未満		0.25
		75 点未満又は評定通知無し		0
	⑦過去 2 年度における継続教育(CPD)の単位取得状況	各団体が推奨する単位数に相当する数以上	1	1
		各団体が推奨する単位数に相当する数の 2 分の 1 以上		0.5
		各団体が推奨する単位数に相当する数未満		0
	⑦-2 ICT 活用工事又は週休 2 日確保工事の実施証明書の有無	実施証明書を有している	1	1
		実施証明書を有していない		0

評価項目と配点（3／3）【農業農村整備事業】

	評価項目	評価基準	配点	加算点
地域貢献度 過去2年度における活動実績の有無	⑧災害協定等の締結の有無	県農地防災協定を締結している。	3	3
		県農地防災協定以外の県との災害協定等、又は市町村若しくは土地改良区との災害協定等を締結している。		2
		災害協定等を締結していない。		0
	⑨多面的機能支払共同活動	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑩企業の農業参入	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑪総合支庁独自ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑫除排雪ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑬消防団協力事業所	消防団協力事業所の認定を受けている。	1	1
		消防団協力事業所の認定を受けていない。		0
同上	⑭インターンシップ、職場体験学習等	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している。	1	1
		受入れの実績を有していない。		0
	⑮作業船の保有	作業船を自社保有又は共有で保有している。	—	—
		作業船を保有していない。		—

※1：特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができます。

評価項目と加算点（3／3）【森林土木事業】

	評価項目	評価基準	配点	加算点
地域貢献度 過去2年度における活動実績の有無	⑧災害協定等の締結の有無	県林務防災協定を締結している。	3	3
		県林務防災協定以外の県との災害協定等、又は市町村との災害協定等を締結している。		2
		災害協定等を締結していない。		0
	⑨山地防災ヘルパー	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑩総合支庁独自ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑪除排雪ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	⑫消防団協力事業所	消防団協力事業所の認定を受けている。	1	1
		消防団協力事業所の認定を受けていない。		0
同上	⑬インターンシップ、職場体験学習等	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している。	1	1
		受入れの実績を有していない。		0
	⑭作業船の保有	作業船を自社保有又は共有で保有している。	—	—
		作業船を保有していない。		—

※1：特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができます。

(2) 簡易Ⅱ型の加算点の算定方法

簡易Ⅱ型における評価項目及び配点を下表に示すが、これによりがたい場合は別途考慮することができる。

	評価項目	具体的な評価項目例	通常型	若手・女性技術者評価型	配点	
技術的能力	企業の能力	施工実績	必須	必須	6	
		工事成績評定				
		工事顕彰歴				
		ICT、情報化施工の活用	選択	選択		
	企業の技術力	施工経験	必須	一	6	
		工事成績評定		必須		
		継続教育(CPD)				
		若手・女性技術者の配置	一			
		ICT活用・週休2日実施証明書	必須			
企業の信頼性等	企業の信頼性・社会性	地域貢献度	災害協定等の締結	必須	6	
			ボランティア等の実績			
			インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績			
		作業船の保有	選択	選択	〈1〉	

(注1) 上表中、〈 〉書きは「港湾請負工事積算基準」を適用する工事に限る評価項目。

(注2) 「企業の能力」「技術者の能力」及び「地域貢献度」に関する具体的な評価項目、評価基準及び加算点は次表のとおりとする。

評価項目と加算点（1／2）

	評価項目	評価基準	配点	加算点	
				通常	若・女
企業の能力	①過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	2	2	
		類似工事の実績あり		1	
		実績なし		0	
	②過去5年度における工事成績評定点の平均点※1	84点以上	6	2	
		81点以上、84点未満		1.5	
		78点以上、81点未満		1	
		75点以上、78点未満		0.5	
		75点未満又は評定通知無し		0	
	③過去2年度における山形県優良建設工事顕彰歴の有無	顕彰歴あり	1	1	
		顕彰歴なし		0	
	④ICT、情報化施工の活用	ICTの全面的な活用	1	1	
		情報化施工技術の活用		0.5	
		活用なし		0	
技術者の能力	⑤過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験	同種工事の経験あり	2	2	—
		類似工事の経験あり		1	—
		経験なし		0	—
	⑥過去5年度における工事成績評定点の平均点※1	84点以上	6	2	2
		81点以上、84点未満		1.5	1.5
		78点以上、81点未満		1	1
		75点以上、78点未満		0.5	0.5
		75点未満又は評定通知無し		0	0
	⑦過去2年度における継続教育(CPD)の単位取得状況	各団体が推奨する単位数に相当する数以上	1	1	1
		各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1以上		0.5	0.5
		各団体が推奨する単位数に相当する数未満		0	0
	⑧若手・女性技術者の配置	各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1未満又は単位なし	2	—	2
		主任（監理）技術者が女性又は35歳未満の男性		—	1
		主任（監理）技術者が35歳以上40歳未満の男性		—	0
	⑧-2 ICT活用工事又は週休2日確保工事実施証明書の有無	主任（監理）技術者が40歳以上の男性	1	1	1
		実施証明書を有している		0	0
		実施証明書を有していない		0	0

評価項目と加算点（2／2）【農業農村整備事業】

	評価項目	評価基準	配点	加算点	
				通常	若・女
地域貢献度 過去2年 度における活動実績の有無	⑧災害協定等の締結の有無	県農地防災協定を締結している。	3	3	
		県農地防災協定以外の県との災害協定等、又は市町村若しくは土地改良区との災害協定等を締結している。		2	
		災害協定等を締結していない。		0	
	⑨多面的機能支払共同活動	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1	
		活動の実績を有していない。		0	
	⑩企業の農業参入	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1	
		活動の実績を有していない。		0	
	⑪総合支庁独自ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1	
		活動の実績を有していない。		0	
	⑫除排雪ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1	
		活動の実績を有していない。		0	
	⑬消防団協力事業所	消防団協力事業所の認定を受けている。	1	1	
		消防団協力事業所の認定を受けていない。		0	
同上	⑭インターンシップ、職場体験学習等	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している。	1	1	
		受入れの実績を有していない。		0	
	⑮作業船の保有	作業船を自社保有又は共有で保有している。	1	1	
		作業船を保有していない。		0	

※1：特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。

評価項目と加算点（2／2）【森林土木事業】

	評価項目	評価基準	配点	加算点
地域貢献度	(8)災害協定等の締結の有無	県林務防災協定を締結している。	3	3
		県林務防災協定以外の県との災害協定等、又は市町村との災害協定等を締結している。		2
		災害協定等を締結していない。		0
	(9)山地防災ヘルパー	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	過去2年度における活動実績の有無	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	(10)総合支庁独自ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	(11)除排雪ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。		1
		活動の実績を有していない。		0
	(12)消防団協力事業所	消防団協力事業所の認定を受けている。	1	1
		消防団協力事業所の認定を受けていない。		0
	(13)インターンシップ、職場体験学習等	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している。	1	1
		受入れの実績を有していない。		0
	(14)作業船の保有	作業船を自社保有又は共有で保有している。	1	1
		作業船を保有していない。		0

※1：特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。

(3) 同種・類似工事の条件設定

同種・類似工事の条件設定例を下表に示す。設定にあたっては、分かり易い表現とする。

	同種工事	類似工事	備考
例 1	○○工（当該工事の主な工種）の施工実績が、○○単位（当該工事規模程度）以上の工事	○○工（当該工事の主な工種）の施工実績が、○○単位（当該工事規模の1割程度）以上の工事	①
例 2	○○工及び○○工（当該工事の主な工種）の両方を含む工事	○○工又は○○工（当該工事の主な工種）のいずれかを含む工事	②
例 3	○○工（当該工事の主な工種）の施工実績が、○○単位（当該工事規模の7割程度）以上の工事	○○工（当該工事の主な工種）の施工実績が、○○単位（当該工事規模の5割程度）以上の工事	③

備 考

- ①：施工実績・経験の有無で評価することが適切な工事。ただし、技術力の程度は工事規模を指標とするもの。なお、入札参加資格として規模割合を設定している場合は、それと同種・類似工事の規模割合の整合がとれていること。
- ②：施工実績・経験の有無で評価することが適切な工事。ただし、技術力の程度は工種数を指標とするもの。
- ③：実績・経験工事の規模で評価することが適切な工事。特別な技術・ノウハウが必要な工事、発注件数が少ない工種の工事、規模が大きい工事、特殊な施工条件となる工事など。なお、入札参加資格として規模割合を設定している場合は、それと同種・類似工事の規模割合の整合がとれていること。

4－4 品質等確実点の設定

低入札契約工事においては、適切な施工体制や工事の品質が確保されないおそれがあることから、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を担保するため、国土交通省の施工体制確認型総合評価落札方式の考え方について評価を行う。

総合評価落札方式の分類ごとの品質等確実点は、次表のとおりとする。ただし調査基準価格を下回った入札者は0点とする。

	標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
品質等確実点	15点	12点	8点

4－5 VE提案書等の審査について

VE提案書の審査は、契約担当者が所管する「VE審査会」において行う。

簡易Ⅱ型については、「落札者決定基準等の審査」及び「技術資料の審査」に係る「VE審査会」の審査は、当該総合支庁の契約担当者の判断により省略することができるものとする。

5 評価内容の履行確保とペナルティ

5－1 技術提案等に関する取扱い

5－1－1 性能等の確保

落札者の提示した技術提案、施工計画・品質管理・ICT等の活用（以下「技術提案等」という。）については、契約図書に明記し、その履行を確保するものとする。

技術提案等は、原則として評価（加点）した提案のみ記載する。ただし、評価（加点）した内容に直接関連する提案については、評価（加点）しなかった提案であっても必要に応じて記載する。

5－1－2 履行確認

技術提案等の履行を検証することは、契約内容の効用の確保及び発注者としての公正な競争を図るために重要であるため、工事の監督・検査にあたっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。

工事の監督にあたっての確認は、総括監督員が「山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱」別紙2により行う。

5－1－3 履行確保

落札者の提示した技術提案等が、達成できた場合の取扱いについては、工事成績の加点を行うものとする。

工事成績評定の加点

【技術提案、施工計画・品質管理】

$$\text{加点値} = \gamma \times \beta / A$$

A：当該入札において設定された技術提案等加算点の最大値（点）

・標準型：技術提案に関する加算点の最大値

・簡易 I 型：施工計画、品質管理に関する加算点の最大値

β : 達成度合いに応じた加算点（点）

γ : 最大評定点（標準型 8 点、簡易 I 型 5 点）

算出された点数については、少数第 2 位を四捨五入して少数第 1 位までとする。

【ICT 等の活用】

「建設工事成績評定における留意事項」に基づき加点を行う。

5-1-4 ペナルティ

落札者の提示した技術提案等が、当該落札者の責により達成できなかった場合の取扱いについては、工事成績の減点及び契約金額の減額等を行うものとする。

なお、その決定は「VE 審査会」で行うものとする。

(1) 工事成績評定の減点

【技術提案、施工計画・品質管理】

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

※最大値 8 点は、工事成績評定考查項目別運用表「法令遵守」の文書注意相当の減点値である。

α : 当初の加算点（点）

β : 達成度合いに応じた加算点（点） ($\beta < \alpha$)

算出された点数については、少数第 2 位を四捨五入して少数第 1 位までとする。

【ICT 等の活用】

履行義務違反として、3 点の減点を標準とする。

(2) 契約金額の減額

$$C' = (100 + \beta) / (100 + \alpha) \times C$$

C : 当初（変更がある場合には変更後）の契約金額（円）

α : 当初の加算点（点）

β : 達成度合いに応じた加算点（点） ($\beta < \alpha$)

C' : 達成度合いに応じた契約金額（円）

5-2 配置技術者の変更に関する取扱い

契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。

もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置技術者について「技術者の能力」の再評価を行い、工事成績評定の減点を行うものとする。

工事成績評定の減点

$$\text{減点値} = 3 \times (\varepsilon - \theta) / \varepsilon$$

※最大値 3 点は、工事成績評定考查項目別運用表「法令遵守」の口頭注意以上の処分がなかった場合相当の減点値である。

ε : 当初の「技術者の能力」に関する評価点（点）

θ : 変更後の「技術者の能力」に関する再評価点（点）（ $\theta < \varepsilon$ ）

算出された点数については、小数第2位を四捨五入して小数第1位までとする。

6 入札公告時に明示する事項

当該工事を実施するにあたって、発注者として決定した方針を明らかにする必要がある。

その上で、技術提案等の募集内容や評価の方法等を、可能な限り詳細かつ具体的に示し、積極的な技術提案を促すように努めることが重要であり、各分類の入札公告時の記載事項は以下の「○」とおりとする。

		標準型	簡易I型	簡易II型
公 告	当該工事が総合評価落札方式による工事であること。	○	○	○
	総合評価落札方式を行う事由	○	○	○
	評価項目	○	○	○
	要求要件	○	○	
	評価基準	○	○	○
	評価値の算定方式	○	○	○
	入札参加資格の欠格に関する事項	○	○	○
入 札 説 明 書	落札者の決定方法	○	○	○
	技術提案の内容を明示したVE提案書を提出すること、及び技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案に基づいて施工することができる。	○		
	技術資料を提出すること。	○	○	○
	VE提案書（簡易I型においては「技術資料」）は、入札参加資格の確認に反映されること。	○	○	
	VE提案書（簡易I型においては「技術資料」）を適正と認めることにより当該VE提案書に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。	○	○	
	技術提案の採否については、入札参加資格の確認結果の通知に併せて通知すること。	○		
	技術提案を採用された場合は当該提案に基づく入札を行い、技術提案を採用されない場合において標準案による施工の旨を提出している場合は標準案に基づく入札を行うこと。	○		
	入札参加資格を認められた者は、技術資料に基づく入札を行うこと。		○	
	必要に応じてVE提案書（簡易I型においては「技術資料」）のヒアリングを行うこと。	○	○	
	総合評価に関する質問の受付及び回答に関すること。	○	○	○
	技術提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。	○	○	
	技術提案等が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点や契約金額の減額等を行うこと。	○	○	
	契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならないこと。もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置技術者について「技術者の能力」の再評価を行い、工事成績評定の減点を行うこと。	○	○	○

特 記 仕 様 書	当該工事が総合評価落札方式による工事であること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	落札者が提示し評価（加点）した提案値。ただし、評価（加点）した内容に直接関連する提案については、加点しなかった提案であっても必要に応じて記載すること（公告時の特記仕様書は「(案)」とし、落札者が決定し金抜設計書を配付する時点で、当該提案値を記載し「(案)」を削除する。）。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	VE提案書（簡易I型においては「技術資料」）を適正と認めることにより当該VE提案書に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	技術提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	工事の監督・検査にあたっては、評価した技術提案の内容を満たしていることを確認すること。また、そのための資料を作成し監督員に提出しなければならないこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	技術提案等が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点や契約金額の減額等を行うこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならないこと。もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置技術者について「技術者の能力」の再評価を行い、工事成績評定の減点を行うこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

7 参考資料

(1) 農林水産省関係

- ① 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」
平成12年3月28日 12経第609号 大臣官房経理課長 ⇒ 大臣官房地方課長
○包括協議の内容について
- ② 「工事に関する総合評価落札方式の実施について」
平成13年4月2日 12経第2806号 農林水産事務次官 ⇒ 大臣官房地方課長
○ガイドラインについて
- ③ 「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続きについて」
平成13年4月2日 12経第2807号大臣官房経理課長 ⇒ 大臣官房地方課長
○事務手続きについて
- ④ 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」
平成15年4月22日 15経第152号大臣官房経理課長 ⇒ 大臣官房地方課長
○性能等の評価方法について

(2) 山形県国土整備部関係

- ① 「山形県国土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱」
- ② 「山形県国土整備部総合評価落札方式運用ガイドライン」

8 様式等

「山形県農林水産部建設工事における総合評価落札方式ガイドライン（運用編）」の様式による。

担当

- ① 農林水産部農村整備課 設計・システム管理担当

TEL 023-630-2157

農林水産部総合評価落札方式の制度全般

農業農村整備事業に関すること

- ② 農林水産部森林ノミクス推進課 森林保全担当 TEL 023-630-2532

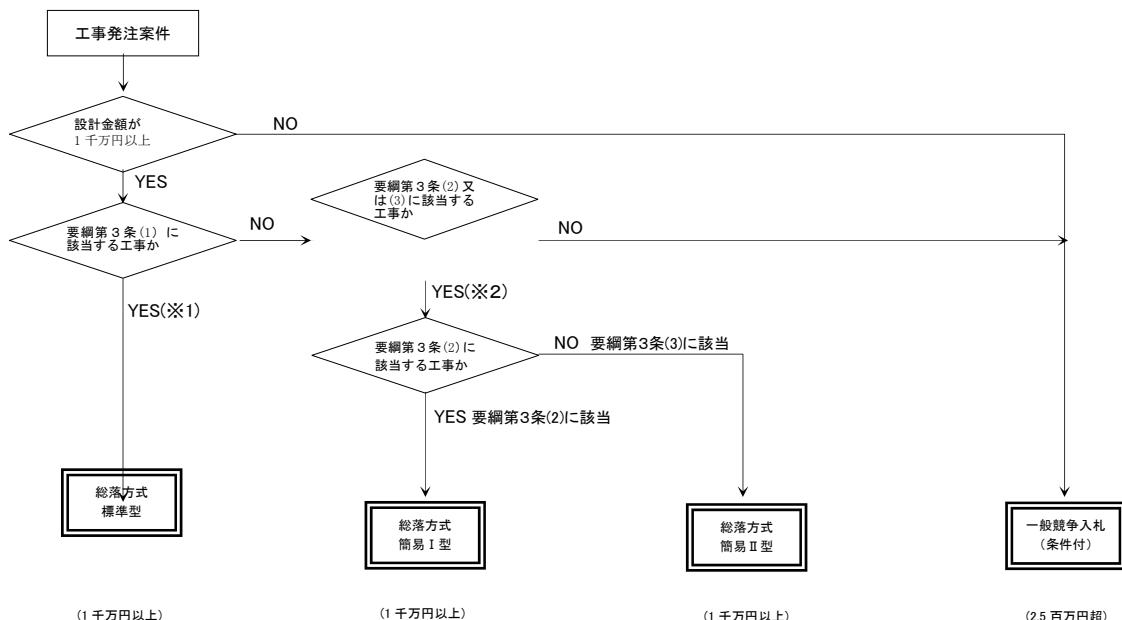
森林土木事業に関すること

附則

このガイドラインは令和2年10月1日から適用する。

(参考資料)

—『農林水産部建設工事の入札方式選定フロー』—



※1 要綱第3条(1) (設計金額が1千万円以上の工事)

- (1) 標準型の対象工事は、技術的工夫の余地の大きい工事で、技術的課題があり特別な施工技術を要する以下のいずれかに該当する工事とする。
 - ア 入札参加者の提示する性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持管理費等を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
 - イ 入札参加者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
 - ウ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札参加者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

※2 要綱第3条(2)、(3) (設計金額が1千万円以上の工事)

- (2) 簡易I型は、技術的工夫の余地の小さい一般的な工事のうち、技術的課題はあるが特別な施工技術を要しないと認められる工事
- (3) 簡易II型は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事のうち、技術的課題が特にない工事と認められる工事